

熊本市自治基本条例の見直しについて

地域政策課

1 熊本市自治基本条例について

熊本市を個性豊かで活力に満ちた社会にしていくために、市民と議会と行政の三者が果たすべきそれぞれの役割や、市政・まちづくりを協力して行うためのルールや制度を体系的に規定した、本市の自治の最高規範としての条例。

2 見直しの根拠

自治基本条例第 42 条の規定に基づき見直しを行っている。

「第 42 条 市長は、この条例の施行後、4 年を超えない期間ごとにこの条例を見直し、適切な措置を講じます。」

前回の改正施行は平成 31 年 4 月のため、令和 5 年 4 月改正に向けて、熊本市自治推進委員会※において見直し作業を行っているところ。

※熊本市自治基本条例に基づき、本市の自治の推進を図り、個性豊かで活力に満ちた社会の実現に寄与するため設置された市長の附属機関。

3 諮問事項

熊本市自治基本条例第 42 条に規定する条例の見直しについて

- ・ 社会情勢等の変化などを踏まえた自治基本条例の見直しの検討
- ・ 自治基本条例の改正が必要な場合の改正条文の検討

4 検討項目

自治推進委員会委員からの見直し提案に基づく検討項目は以下のとおり

(1) 災害時における個人情報の取扱い	(5) 課題解決のための国際的な連携
(2) ノーマライゼーションの実現	(6) DX（デジタルトランスフォーメーション）の推進
(3) 性の多様性に対する配慮	(7) 社会情勢変化の前文への反映
(4) 多文化共生社会の推進	

5 見直しスケジュール

実施時期	内容
R3. 6. 7～6. 21	庁内意見照会実施
R3. 7. 28～8. 15	市ホームページにおいて市民アンケート実施
R3. 12. 21	第 1 回自治推進委員会開催（委員委嘱・諮問・条例概要説明等）
R4. 4. 20	第 2 回自治推進委員会開催（見直し検討項目に関する審議等）
R4. 6	第 3 回自治推進委員会開催（見直し検討項目に関する審議等） 予定
R4. 9	第 4 回自治推進委員会開催（答申等） 予定
R4. 10～12	答申をもとに条例改正素案作成 予定
R5. 1	パブリックコメント実施 予定
R5. 2	令和 5 年第 1 回定例会 条例改正案提出
R5. 4. 1	改正条例施行